

届出制度 Q&A

届出の対象区域は何で調べることができますか？

県の告示で定められた地域（水源地域）が届出の対象区域となります。
栃木県ホームページで水源地域を示した地図を公表しています。
(下欄のホームページをご覧ください。)

森林の土地所有者届出制度とは違うのですか？

森林の土地の所有者届出制度は「森林法」に基づく所有権取得後の届出制度です。水源地域保全条例に基づく届出は、契約締結の30日前までに現在の土地所有者等が県に届出を行う事前届出制度です。

登記簿の地目が「山林」の場合に届出の対象になりますか？

登記上の地目にかかわらず、届出の対象は、水源地域内に存在する森林法第5条の地域森林計画対象民有林の土地です。

届出は誰がどのように行ったらよいですか？

現在の土地所有者等が、契約締結予定日の30日前までに、県森林整備課に届出をしてください。(県電子申請システムの利用が簡単です。下欄のホームページをご覧ください。)なお、契約締結日までに届出事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届出をしてください。

届出をしないとどうなりますか？

届出をしなかつたり、虚偽の届出をしたりすると、勧告・公表の対象となったり罰則(過料)が適用される場合があります。



水源地域保全条例の規定や、水源地域の範囲、届出方法については、「栃木県水源地域保全条例」で検索するか、左のQRコードを読みこんでください。